

10 共同浴室

■ 基本的な考え方

浴室は、障害者等の方々にとって、転倒などの危険性のある場所であるため、安全で利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- 医療施設
- 宿泊施設
- 公衆浴場

■ 整備基準

共同浴室を設ける場合は、次に掲げる基準に適合させること。

- | | |
|-------------|--|
| 1 出入口 | ●出入口の有効幅員は 80cm 以上とする。 |
| 2 扉 | ●脱衣場及び洗い場の出入口の戸は、原則として、引き戸又は外開き戸で段差を設けない構造とする。 |
| 3 洗い場の床 | ●洗い場床面と脱衣場床面とに高低差を設けない。 |
| 4 浴槽と洗い場の関係 | ●据置式浴槽を設置する場合は、浴槽の縁及び移乗台までの高さは、40cm から 45cm 程度とする。 |
| 5 手すり | ●手すりは脱衣場、洗い場、浴槽に設ける。 |
| 6 床仕上げ | ●床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 7 水栓器具 | ●水栓器具は、操作しやすい位置に設け、レバー式等の操作しやすいものを設ける。 |

■ 誘導基準

- | | |
|---------|--|
| 1 浴槽 | ○浴槽は和洋折衷浴槽とすることが望ましい。
○深さ 50cm 程度とすることが望ましい。
○まわりに 2 方向から介助できるスペースを設けることが望ましい。
○浴槽の床仕上げは、滑りにくく身体を傷つけないようにすることが望ましい。 |
| 2 洗い場の床 | ○洗い場床面は、浴室床面からほぼ車椅子の座面の高さまで上げることが望ましい。 |

車椅子使用者が利用できる浴室の例(2)

